

第27回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年8月10日(水) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

| | |
|-------|---|
| 事務局 長 | <p>第27回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。</p> <p>本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。</p> |
| 議 長 | <p>おはようございます。</p> <p>8月に入り大変暑い日が続いており、皆様には体調管理などで大変苦慮しているのではないかなと思いますけれども、本日は第27回総会に御出席いただき大変ありがとうございます。</p> <p>今月は29日にも総会を予定しておりますけれども、今回は先月の総会終了後にお話しした農地転用に係る案件でございます。早急に処理をしなければならない案件でございますので、御理解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきますけれども、今回は2件の議案を提案しておりますので、よろしく御審議をお願いして、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきますと思います。</p> <p>本日は大変御苦勞様です。</p> <p>日程第3 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番白川委員、7番橋場委員を指名いたします。</p> <p>日程第4 会期の決定を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第5 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> |
| 事務局 長 | <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、</p> |

| | |
|---------|--|
| | 9 番松家委員。 |
| 松 家 委 員 | 構成員が2名ということですが、これは土橋さんの御家族の人数でしょうか。 |
| 農 地 係 長 | 構成員については、土橋正明さんとスターゼンから来られる方が1名おりますので、あわせて2名ということです。 |
| 職 務 代 理 | 他に質疑ありませんか。 |
| 各 委 員 | (質疑なしの声) |
| 職 務 代 理 | 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各 委 員 | (異議なしの声) |
| 職 務 代 理 | 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。 |
| | (会長、〇〇〇〇委員入室、着席) |
| 議 長 | 日程第6 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 |
| 事 務 局 長 | 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されております。 手続きの方法としましては、農地転用の許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会を經由して都道府県知事に提出しなければならず、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県 |

知事に提出することとなっております。また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見の聴取が必要とされております。この場合、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」となっており、30アール以下の農地転用の意見聴取は「できる」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとして、平成28年3月8日開催の北海道農業会議総会で申し合わせを行っております。

この度、申請があった案件は2件でございますが、整理番号1は熊牛西1線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、茶内栄〇〇番地、農業法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、肉牛の肥育、出荷をするため畜舎を建設しようとするもので、物流の中心となる国道44号線への交通の利便性や近隣農家との位置関係を考慮し、関係農地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積の〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、永洞委員により、〇月〇〇日に実施しております。

次に、整理番号2は姉別南4線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇〇氏が経営する〇〇〇〇 〇〇〇〇に使用貸借により貸付けを行っている農地に、〇〇氏の息子である〇〇〇〇氏が、住宅を建設するため宅地として整備しようとするもので、既存住宅との位置関係を考慮し、関係農地〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積の〇、〇〇〇㎡を宅地として永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、白川英之委員、谷口委員、永洞委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長 引き続き、会議を行います。
これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第27回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 5番 白川 俊明

浜中町農業委員会 7番 橋場 和幸

農地法第3条調査書

調査日：平成28年7月12日

第27回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1（使用貸借）

| | | | | | |
|-------------------------|---|----|---------|-----|-----------|
| 借主 | ○○○○○○○○○○○○(○) | 貸主 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 白川英之委員、穴吹栄委員、永洞忠志委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | | 該 当 |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。 | | | | しない |
| 第2項第2号 (農業生産法人以外の法人) | 農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない。 | | | | する |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | | しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | | しない |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積を超えている。 | | | | する |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。 | | | | しない |
| 第2項第7号 (地域調和) | 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障をおよぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局1名が現地状況等を確認した。 | | | | しない |